

川西市告示第 94 号の 2

川西市学校給食費未収金回収業務委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、川西市学校給食費未収金回収事務を下記の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 9 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

記

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 委託事務 | 川西市学校給食費未収金回収事務 |
| 2 委託者住所 | 東京都中央区日本橋 3-9-1 |
| | 日本橋三丁目スクエア 12 階 |
| 氏名 | 弁護士法人ライズ総合法律事務所 |
| | 代表社員 田中 泰雄 |
| 3 指定日 | 令和 8 年 9 月 9 日 |
| 4 委託日 | 令和 8 年 9 月 9 日 |
| 5 委託期間 | 令和 8 年 9 月 9 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |